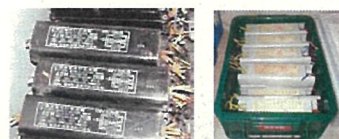
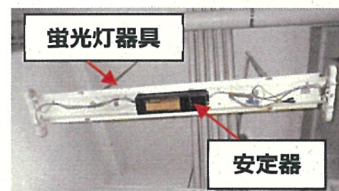


PCB(ポリ塩化ビフェニル)とは

PCB は、化学的に安定しており、熱に強く電気を通さない性質があるため、変圧器やコンデンサー、照明器具などの電気機器などに広く利用されてきました。しかし、カネミ油症事件が発生し、人体への有害性が明らかとなったため、昭和 47(1972)年に製造が禁止され、昭和 52(1977)年 4 月以降は流通していないとされています。

安定器とは

安定器は、照明器具の裏側などに設置され、電灯のちらつきを安定させる装置のことです。照明器具の種類によって、蛍光灯安定器、水銀灯安定器、ナトリウム灯安定器があります。



参考 照明器具以外に PCB が含まれている機器

安定器以外にも変圧器やコンデンサーにも PCB が含まれているものがあるため、以下の機器がある場合は、管理している電気主任技術者や電気管理会社へご相談いただき、PCB が含まれているかどうかの確認をお願いします。



変圧器 (トランス)



コンデンサー



キュービクル

変圧器やコンデンサーはキュービクルの中に収納されていることがあります。

<Q&A>

Q. 調査対象は、なぜ昭和 52(1977)年 3 月以前に建築された建物なのか？

A. PCB が含まれた安定器が使用されている照明器具は、昭和 52 年 4 月以降は流通していません。そのため、昭和 52(1977)年 3 月までに建築された建物を調査対象としています。

Q. 昭和 52 年 3 月以前の建物は、全ての建物が調査対象なのか？

A. 家庭用の照明器具（電球や丸型蛍光灯）には、PCB が含まれた安定器は使われていないことが分かっています。
事務所や工場、店舗、倉庫などの事業用の建物や共同住宅の共用部分を調査対象としています。

Q. PCB が含まれた安定器が見つかった場合はどうすればよいのか？

A. 法律で定められた期限（長野県内の PCB が含まれた安定器は、令和 5(2023 年 3 月末日) までに取り外し、処分する必要があります。
まずは本調査にご回答をお願いします。調査にご回答いただきますと長野県から処分の方法や必要な手続きをご案内させていただきます。

環境省の「PCB 早期処理情報サイト」に情報がまとめられています。

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>（検索サイトにて「環境省 PCB 早期処理」で検索。）

法律の期限を越えて PCB を所持していた場合には、法律に基づく行政処分など不利益が想定されますので、本調査の趣旨をご理解いただき、調査へのご協力をお願いいたします。